

境港市下水道料金等審議会条例

平成元年 7 月 1 日 条例第20号

改正 平成 2 年 6 月 30 日 条例第15号 平成 9 年 12 月 19 日 条例第26号  
平成12年 3 月 30 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 市長の諮問に応じ、公共下水道使用料金及び公共下水道受益者負担金の額(以下「料金等」という。)について審議するため、境港市下水道料金等審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 市長は、料金等に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該料金等について審議会の意見を聞くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、境港市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要の都度市長が委嘱する。

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成12年 条例 1 号〕

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、下水道課において処理する。

一部改正〔平成 2 年 条例 15 号・9 年 26 号〕

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 年 6 月 30 日 条例第15号)

この条例は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 19 日 条例第26号)

この条例は、平成10年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成12年 3 月 30 日 条例第 1 号)

この条例は、平成12年 4 月 1 日から施行する。

前回審議会（平成 24 年度）の答申内容

1. 公共下水道使用料体系

公共下水道使用料については、現行の使用料より平均 3.3% 引上げした金額とし、下表のとおり改定されることが適当である。

◆使用料体系（2 箇月分の税込金額）

使用料区分	排除汚水量	現 行	改定後	改定額
基本使用料	20 m <sup>3</sup> まで	2,414 円	2,730 円	316 円
超過使用料 (1 m <sup>3</sup> 当り)	20 m <sup>3</sup> 超～40 m <sup>3</sup>	178.50 円	178.50 円	据 置
	40 m <sup>3</sup> 超～100 m <sup>3</sup>	201.60 円	201.60 円	〃
	100 m <sup>3</sup> 超～200 m <sup>3</sup>	259.35 円	259.35 円	〃
	200 m <sup>3</sup> 超～1,000 m <sup>3</sup>	304.50 円	304.50 円	〃
	1,000 m <sup>3</sup> 超～2,000 m <sup>3</sup>	317.10 円	317.10 円	〃
	2,000 m <sup>3</sup> 超	328.65 円	328.65 円	〃
		平均改定率 : 3.3%		

2. 使用料の算定期間

公共下水道使用料は、公共料金として安定を保つことが望まれる反面、あまり長期にわたる算定期間を設定すると、経営見通しの確実性を欠くこととなることから、今回の使用料の算定期間は、概ね 3 年間とする。

3. 製造業支援のための減免制度

製造業の支援を目的とした減免制度を創設することは適当である。

4. 補足事項

水洗化率の向上並びに徴収率の改善に努められたい。

## ◆使用料改定案(2か月分)

単位:円

水量区分	税率5%(現行)			税率8%(H26.4.1~)			税率10%(H27.10.1~)			現行との比較
	税抜き単価	税込み単価	内税	税込み単価	内税	改定額	税込み単価	内税	改定額	
基本使用料 ~ 20m <sup>3</sup>	2,600	2,730	130	2,808	208	78	2,860	260	52	130
21m <sup>3</sup> ~ 40m <sup>3</sup>	170.00	178.50	8.50	183.60	13.60	5.10	187.00	17.00	3.40	8.50
41m <sup>3</sup> ~ 100m <sup>3</sup>	192.00	201.60	9.60	207.36	15.36	5.76	211.20	19.20	3.84	9.60
101m <sup>3</sup> ~ 200m <sup>3</sup>	247.00	259.35	12.35	266.76	19.76	7.41	271.70	24.70	4.94	12.35
201m <sup>3</sup> ~ 1,000m <sup>3</sup>	290.00	304.50	14.50	313.20	23.20	8.70	319.00	29.00	5.80	14.50
1,001m <sup>3</sup> ~ 2,000m <sup>3</sup>	302.00	317.10	15.10	326.16	24.16	9.06	332.20	30.20	6.04	15.10
2,001m <sup>3</sup>	313.00	328.65	15.65	338.04	25.04	9.39	344.30	31.30	6.26	15.65

## ◆改定後の使用料(2か月分)

単位:円

使用水量	税率5%(現行)			税率8%(H26.4.1~)			税率10%(H27.10.1~)			現行との比較
	税抜き使用料	税込み使用料	内税	税込み使用料	内税	改定額	税込み使用料	内税	改定額	
20m <sup>3</sup>	2,600	2,730	130	2,808	208	78	2,860	260	52	130
30m <sup>3</sup>	4,300	4,515	215	4,644	344	129	4,730	430	86	215
40m <sup>3</sup>	6,000	6,300	300	6,480	480	180	6,600	600	120	300
50m <sup>3</sup>	7,920	8,316	396	8,553	633	237	8,712	792	159	396
60m <sup>3</sup>	9,840	10,332	492	10,627	787	295	10,824	984	197	492
80m <sup>3</sup>	13,680	14,364	684	14,774	1,094	410	15,048	1,368	274	684
100m <sup>3</sup>	17,520	18,396	876	18,921	1,401	525	19,272	1,752	351	876
200m <sup>3</sup>	42,220	44,331	2,111	45,597	3,377	1,266	46,442	4,222	845	2,111
500m <sup>3</sup>	129,220	135,681	6,461	139,557	10,337	3,876	142,142	12,922	2,585	6,461
1,000m <sup>3</sup>	274,220	287,931	13,711	296,157	21,937	8,226	301,642	27,422	5,485	13,711
2,000m <sup>3</sup>	576,220	605,031	28,811	622,317	46,097	17,286	633,842	57,622	11,525	28,811

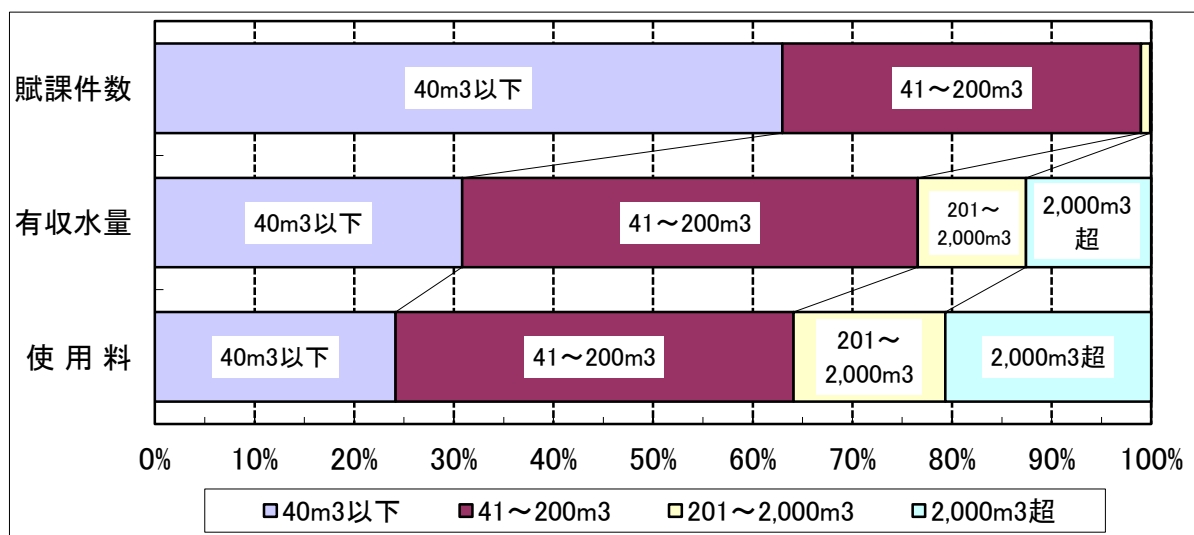
◆水量、使用料等(H24年度実績)

水量区分	賦課件数		有収水量(千m3)		使用料(百万円)		m3当り単価(円)
20m3以下	8,382	22.5%	101	5.5%	20	5.7%	198
21~40m3	15,027	40.4%	453	24.8%	64	18.1%	141
41~100m3	12,705	34.2%	737	40.3%	122	34.6%	166
101~200m3	675	1.8%	84	4.6%	17	4.8%	202
201~1,000m3	307	0.8%	130	7.1%	34	9.6%	262
1,001~2,000m3	45	0.1%	65	3.6%	19	5.4%	292
2,000m3超	38	0.1%	226	12.4%	72	20.4%	319
米子市旭が丘団地			31	1.7%	5	1.4%	161
合計	37,179	100.0%	1,827	100.0%	353	100.0%	193

※水量区分は2箇月分水量、使用料は現年度賦課額

※賦課件数は年間(6期)の総件数(共同住宅等の特例件数を含む)

※水量区分:200m3超は、ほぼ事業所等に限定されている



○大口事業所等の使用状況

業種	大口件数	左記うち 2千m3超	有収水量 (千m3)
行政機関	4件	1件	111
福祉医療施設	8件	1件	75
製造業	2件	1件	56
小売・サービス業	6件	2件	56
教育施設	8件		35
公共施設	2件	1件	20
飲食業	1件		3
合計	31件	6件	356

19.5% (水量全体に占める割合)

※対象は水量区分(2箇月分水量):500m3超

◆水量、使用料等の推移

○賦課件数 ※下段は対前年比較 (件) 5年平均対前年

水量区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	5年平均対前年
40m3以下	16,883 1,048	18,212 1,329	19,256 1,044	19,717 461	20,556 839	22,705 2,149	23,409 704	1,039
41～200m3	11,347 277	11,732 385	11,989 257	12,271 282	12,970 699	12,814 △ 156	13,380 566	330
201～2,000m3	272 22	285 13	290 5	300 10	334 34	336 2	352 16	13
2,000m3超	47 1	47 0	43 △ 4	41 △ 2	37 △ 4	36 △ 1	38 2	△ 2
合計	28,549 1,348	30,276 1,727	31,578 1,302	32,329 751	33,897 1,568	35,891 1,994	37,179 1,288	1,381

※年間(6期)で賦課した総件数(共同住宅等の特例件数を含む)

○有収水量 ※下段は対前年比較 (千m3) 5年平均対前年

水量区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	5年平均対前年
40m3以下	417 23	443 26	464 20	478 14	499 21	541 42	554 13	22
41～200m3	718 14	737 19	744 7	761 17	808 47	789 △ 19	821 32	17
201～2,000m3	147 19	160 13	165 5	169 4	198 29	183 △ 15	195 12	7
2,000m3超	283 △ 8	250 △ 32	226 △ 24	229 3	240 11	230 △ 10	226 △ 4	△ 5
米子市旭が丘団地						35	31	
合計	1,565 48	1,590 25	1,599 8	1,637 38	1,745 108	1,778 33	1,827 49	47

200m3以下1件当り 40.2 39.4 38.7 38.7 39.0 37.4 37.4 (m3)

○使用料 ※下段は対前年比較 (百万円)

水量区分	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
40m3以下	46 3	57 11	61 4	63 2	73 10	81 8	84 3
41～200m3	97 2	115 18	117 2	120 3	136 16	133 △ 3	139 6
201～2,000m3	36 5	43 8	45 2	46 1	55 9	50 △ 5	53 3
2,000m3超	81 △ 3	79 △ 2	72 △ 7	73 1	77 4	74 △ 3	72 △ 2
米子市旭が丘団地						6	5
合計	260 7	294 34	295 1	302 7	341 39	344 3	353 9
m3当り単価(円)	166	185	185	184	195	193	193

※使用料は現年度賦課額。H19とH22に使用料改定

## 下水道使用料について

公共下水道を使い始めると、流した汚水の量によって「下水道使用料」を納めていただきます。皆様から納めていただいた使用料は処理場の運転、下水道管の清掃や補修などの維持管理費用にあてられます。

### ◆使用水量の決め方

下水道の使用水量は、**原則的には水道の使用水量としますが**、井戸水を使用する場合などもありますので次のようになります。

- ① 水道のみを使用している場合 …… 水道の使用水量とします。
  - ② 井戸水等のみを使用している場合 …… 世帯構成などを考慮して認定します。
  - ③ 水道と井戸水等を併用している場合 …… 使用形態などを考慮して認定します。
- ※ 必要がある場合には、市が設置したメーターにより計測した水量とします。

### ◆使用料の計算

◎料金表(H25. 1. 1改定)

(2か月当たり)

使用料区分	排 除 汚 水 量	使 用 料	
基本使用料	20m <sup>3</sup> まで	2,730円	
超過使用料	20m <sup>3</sup> を超え 40m <sup>3</sup> までの分	1m <sup>3</sup> につき	178.50円
	40m <sup>3</sup> を超え 100m <sup>3</sup> までの分		201.60円
	100m <sup>3</sup> を超え 200m <sup>3</sup> までの分		259.35円
	200m <sup>3</sup> を超え1000m <sup>3</sup> までの分		304.50円
	1000m <sup>3</sup> を超え2000m <sup>3</sup> までの分		317.10円
	2000m <sup>3</sup> を超える分		328.65円

※ 上記金額には、消費税が含まれる。

使用料は、上記を適用して得た額の合計とし、1円未満の端数は切り捨てる。

◎計算例(2か月で使用水量が50m<sup>3</sup>の場合)

基本使用料 20m<sup>3</sup>まで 2,730円 ①

超過使用料 20m<sup>3</sup>を超え40m<sup>3</sup>までの分 178.50円×20m<sup>3</sup>=3,570円 ②

40m<sup>3</sup>を超え50m<sup>3</sup>までの分 201.60円×10m<sup>3</sup>=2,016円 ③

使用料合計(① + ② + ③) =8,316円

### ◆納付の方法

2ヶ月(隔月)ごとに納入通知書または口座振替で納めていただきます。

# 下水道使用料(2か月分)早見表

(平成25年1月改定)

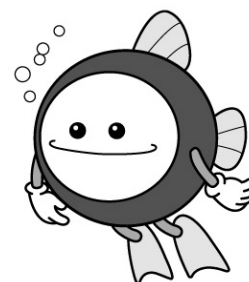
基本使用料 20m <sup>3</sup> まで 2,730円							
使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)	使用水量 (m <sup>3</sup> )	使用料 (円)
21	2,908	51	8,517	81	14,565	111	21,248
22	3,087	52	8,719	82	14,767	112	21,508
23	3,265	53	8,920	83	14,968	113	21,767
24	3,444	54	9,122	84	15,170	114	22,026
25	3,622	55	9,324	85	15,372	115	22,286
26	3,801	56	9,525	86	15,573	116	22,545
27	3,979	57	9,727	87	15,775	117	22,804
28	4,158	58	9,928	88	15,976	118	23,064
29	4,336	59	10,130	89	16,178	119	23,323
30	4,515	60	10,332	90	16,380	120	23,583
31	4,693	61	10,533	91	16,581	121	23,842
32	4,872	62	10,735	92	16,783	122	24,101
33	5,050	63	10,936	93	16,984	123	24,361
34	5,229	64	11,138	94	17,186	124	24,620
35	5,407	65	11,340	95	17,388	125	24,879
36	5,586	66	11,541	96	17,589	126	25,139
37	5,764	67	11,743	97	17,791	127	25,398
38	5,943	68	11,944	98	17,992	128	25,657
39	6,121	69	12,146	99	18,194	129	25,917
40	6,300	70	12,348	100	18,396	130	26,176
41	6,501	71	12,549	101	18,655	131	26,435
42	6,703	72	12,751	102	18,914	132	26,695
43	6,904	73	12,952	103	19,174	133	26,954
44	7,106	74	13,154	104	19,433	134	27,213
45	7,308	75	13,356	105	19,692	135	27,473
46	7,509	76	13,557	106	19,952	136	27,732
47	7,711	77	13,759	107	20,211	137	27,991
48	7,912	78	13,960	108	20,470	138	28,251
49	8,114	79	14,162	109	20,730	139	28,510
50	8,316	80	14,364	110	20,989	140	28,770
						150	31,363
						160	33,957
						180	39,144
						200	44,331
						300	74,781
						400	105,231
						500	135,681

## 【2か月分の1m<sup>3</sup>当たり超過使用料】

20m <sup>3</sup> 超 ~ 40m <sup>3</sup> 以下	178.50円
40m <sup>3</sup> 超 ~ 100m <sup>3</sup> 以下	201.60円
100m <sup>3</sup> 超 ~ 200m <sup>3</sup> 以下	259.35円
200m <sup>3</sup> 超 ~ 1,000m <sup>3</sup> 以下	304.50円
1,000m <sup>3</sup> 超 ~ 2,000m <sup>3</sup> 以下	317.10円
2,000m <sup>3</sup> 超	328.65円

◎使用料の計算例(2か月分の使用水量が40m<sup>3</sup>の場合)

基本使用料 20m <sup>3</sup> まで	2,730円 …①
超過使用料 21~40m <sup>3</sup> まで 178.50円×20m <sup>3</sup> =	3,570円 …②
合計(① + ②)	= 6,300円



- ※ 使用料は、2か月ごとにお支払いいただきます。
- ※ この料金表には、消費税が含まれています。
- ※ 問い合わせ先 境港市役所 下水道課普及係 TEL 47-1118

## 下水道の整備状況等

※別紙計画平面図を参照

- (1) 昭和58年度に事業着手し、平成2年度より供用(下水道の一般使用)を開始した。  
 \* 佐斐神町の終末処理場の下流側から上流側の境地区方面へ順次整備してきた。
- (2) 平成24年度末における下水道の普及率は55.0%、現在は境地区(大正川～境港駅周辺)、上道地区(下ノ川1号公園周辺、境高校周辺)、中野地区(境高校周辺)などを整備しているほか、弥生地区のコミュニティプラントを公共下水道に切り換えるためのマンホールポンプを整備中である。
- 【普及率の参考】 鳥取県内:66.1%、全国平均:76.3%(福島県を除く)
- (3) 下水道の現認可区域(深田川より東側の境地区など)は、概ね平成28年度頃に整備完了の見込みである。
- (4) 今後は、中海側の整備を推進していく考えであり、平成25年度には森岡町から渡町への汚水幹線の整備を行う。

### ◇整備状況(平成25年3月末時点)

項目	行政区域	全体計画	整備済み
人口(人)	36,152(A)	30,300	19,885(B)
面積(ha)	2,882	1,743	777.6

### ◇普及率及び水洗化率(下水道への接続率)

普及率(B)／(A)	水洗化戸数	水洗化人口	水洗化率(C)／(B)
55.0%	6,982戸	16,635人(C)	83.7%

### ◇既存の主要施設

終末処理場	污水管延長	中継ポンプ場	日最大処理能力	日平均流入水量
下水道センター	155.6km	1箇所(下ノ川)	7,800m <sup>3</sup> /日	5,188m <sup>3</sup> /日

### ◇建設事業費の推移

(単位:百万円)

内 訳	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25 予算
処 理 場	64	35	219	0	0	68	49
污水管等	595	540	525	553	381	476	436
雨水施設	66	79	117	155	76	69	21
合 計	725	654	861	708	457	613	506
繰越分	0	37	△37	0	114	△114	385
差 引	725	691	824	708	571	499	891





# 下水道会計の財政状況

## (1) 平成24年度事業費の実績

○支出: 1,904百万円

(単位: 百万円)

<b>建設費</b> 污水管、処理場、雨水施設 614 (32.2%)	<b>市債返済金</b> 1,019 (53.5%)	<b>維持管理費</b> 178 (9.4%)	●
---	-------------------------------	-------------------------------	---

※建設費のうち、国庫補助: 約549百万円、地方単独: 約65百万円

一般管理費  
93 (4.9%)

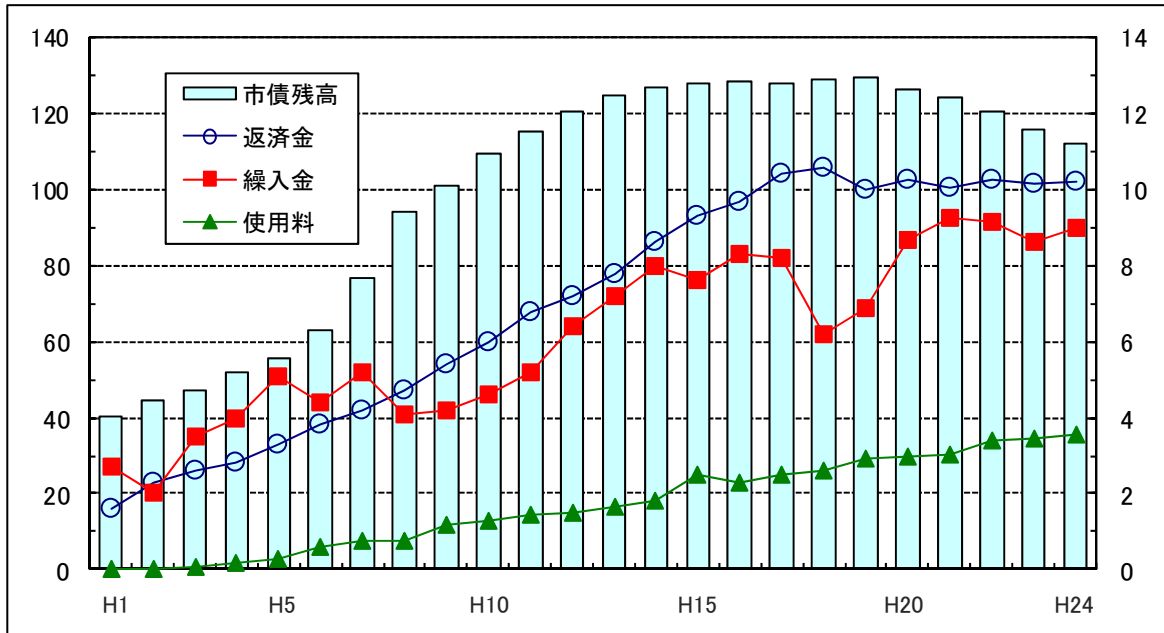
○収入: 1,904百万円

(単位: 百万円)

<b>国庫補助金</b> 264 (13.9%)	<b>市債借入</b> 297 (15.6%)	<b>市繰入金(市税等)</b> 897 (47.1%)	<b>下水道使用料</b> 354 (18.6%)	●
受益者負担金 54 (2.8%)				其他 38 (2.0%)

## (2) 市債残高、市繰入金等の推移

(単位: 億円)



※左軸—市債残高(借入金残高、平成24年度末の残高: 約112億円)

※右軸—市債返済金、市繰入金(市税等)、下水道使用料収入

※過去の高金利借入分から低金利への借換えによる市債返済金は除く

## ◆下水道使用料の収入状況

(金額:千円)

内 訳		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	対H23 比 較
現年度	調定額	260,457	294,227	295,371	302,143	345,963	338,683	347,992	9,309
	収入額	254,676	289,099	291,947	299,233	336,843	333,413	343,692	10,279
	収入率	97.78%	98.26%	98.84%	99.04%	97.36%	98.44%	98.76%	0.32%
過年度	調定額	13,184	14,616	13,333	8,203	7,388	13,434	10,702	△ 2,732
	収入額	3,953	4,003	6,683	3,286	2,504	7,150	4,768	△ 2,382
	収入率	29.99%	27.39%	50.13%	40.06%	33.89%	53.22%	44.55%	-8.67%
全体計	調定額	273,642	308,843	308,704	310,346	353,351	352,117	358,694	6,577
	収入額	258,629	293,102	298,631	302,519	339,347	340,563	348,460	7,897
	収入率	94.51%	94.90%	96.74%	97.48%	96.04%	96.72%	97.15%	0.43%
滞納繰越額		14,616	13,333	8,203	7,388	13,434	10,657	9,794	△ 863
現年度分		5,782	5,128	3,209	2,753	8,971	5,270	4,283	△ 987
過年度分		8,835	8,205	4,994	4,636	4,464	5,388	5,511	123
滞納件数		228件	176件	86件	107件	124件	190件	130件	△60件

## 【主な取り組み状況】

- H19年度より文書催告(差押予告等)、財産調査を徹底した。  
滞納者のケース記録を新たに整理して、個別に進行管理している。
- 滞納解消が見込めない案件については、財産の差押を執行した。

## ○滞納処分(差押)の執行状況

項 目	H19	H20	H21	H22	H23	H24	6カ年計
差押件数	3件	46件	19件	5件	1件	25件	99件

※受益者負担金を含む